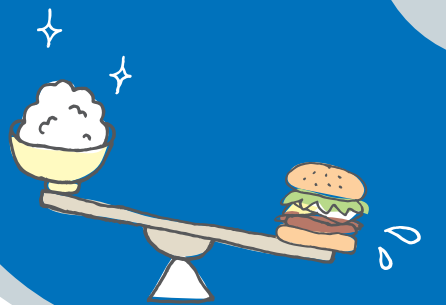


農林水産部

食育基本法が
施行されました
「多様な関係者が
連携・協力して推進」

特集
3



食育基本法（以下、「基本法」とする。）が、平成十七年七月十五日に施行されました。

基本法では、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、食育に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

そもそも食育とは？

基本法の中では、「食育」を次のように説明しています。

①生きる上での基本であつて、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの

②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

今後の食育の推進体制について

基本法では、食育を推進するに当たつて、国レベル・地方レベルの推進体制を以下のように定めています。

◎国レベルでの推進体制

基本法に基づき、内閣府に「食育推進会議」が設置されました。

食育推進会議では、食育推進基本計画を作成し、その実施を推進するとともに、食育の推進に関する重要な事項について審議をします。

食育推進会議
会長／内閣総理大臣

2 学校、保育所等における食育

学校、保育所等において、魅力ある食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を図ります。



4 食育推進運動の展開

国民、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者などによる民間団体の自発的な食育活動の全国展開を図ります。

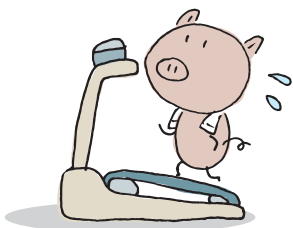
5 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化等

都市と農山漁村の共生・対流を進め、生産者と消費者との信頼関係を構築するとともに、環境と調和のとれた農山漁村の活性化を図ります。



3 地域における食生活の改善のための取組

地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防します。



6 食文化の継承のための活動への支援等

伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等、伝統ある優れた食文化の継承を図ります。

委員／食育担当大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、内閣総理大臣が任命する「食育」に関して十分な知識と経験を有する者（二十五名以内）
食育推進基本計画

食育推進基本計画では、以下の事項を定めることとなります。

●食育の推進に関する施策についての基本的な方針

●食育の推進の目標に関する事項

●国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

●そのほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

◎地方公共団体レベルでの推進体制

都道府県や市町村が食育を推進するに当たっては、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を活かした自主的な施策を策定し、食育を推進していくことが求められています。

都道府県及び市町村の食育推進計画（任意）
地方公共団体は、その地域における食育推進計画を作成するとともに、その実施を推進するため、条例により食育推進会議を設置できることとなります。

都道府県及び市町村の食育推進計画（努力規定）
地方公共団体は、内閣府に設置された

7 食品の安全性、食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、調査研究や情報提供を進めるとともに、食育に関する国際交流を推進します。



また、基本法では、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、国民にも食育に関する様々な活動の実施や協力を求めています。

このような取組を通じて、国民一人一人が、自分や家族の問題として食生活を見つめ直し、生涯にわたって健全な食生活を実践していただくことが期待されています。

食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められています。

今後の食育の取組みについて

基本法では、多様な関係者が連携・協力しながら国民運動として食育を推進するため、次のような取組みを示しています。

1 家庭における食育

保護者や子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図ります。

